

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年5月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600069号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1700002号

第1 結論

昭和55年7月から昭和59年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年7月から昭和59年3月まで

昭和55年6月末に勤めていた会社を退職後、同年7月にA銀行B支店の窓口で国民年金の加入手続を行うとともに、同月の国民年金保険料を納付し、その後も同支店で請求期間の保険料を毎月納付していたにもかかわらず、請求期間が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和55年7月にA銀行B支店の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を同支店で毎月納付した。」旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後における払出状況等から、昭和59年5月から同年7月までの期間にC市で払い出されたと推認でき、当該払出時点において、請求期間のうち、昭和57年3月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、前述の払出時点において、請求期間のうち、昭和57年4月以降の国民年金保険料は、過年度納付が可能な期間であるが、請求者は、「請求期間の保険料を遡って納付したことはない。」旨陳述している上、請求期間の保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が請求者に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求者が国民年金の被保険者資格を取得するためには、C市長に届出を行うことになるが、C市の国民年金の担当者は、「金融機関の窓口において、国民年金の被保険者資格取得に係る届出を行うことはできなかつたと思われる。」旨陳述しており、請求者の主張と相違する。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600068号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年4月1日から昭和35年10月1日まで

A事業所の技術員募集に応募し、昭和33年4月に採用となり、C事業所(現在は、D事業所)に配属され勤務していた。支給された給与から保険料は控除されていたはずなのに、請求期間は厚生年金保険の被保険者となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間にC事業所で勤務していたが、技術員として採用されたのは、A事業所であったので、厚生年金保険には同事業所で加入していたと思う。」旨主張しているところ、B事業所の総務課担当者は、「現在確認できる職員リストには、請求期間当時の在職者の中に請求者の氏名等は確認できず、合併により引き継いだ資料の中にも請求者に係る資料が無いことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除等については不明である。」旨陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者及び請求者が技術員として名前を挙げた者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和34年1月2日付けで農林漁業団体職員共済組合に編入していることが確認でき、同共済組合から提出された請求者に係る組合員資格取得届の写しによると、請求者は、C事業所において同共済組合員資格を昭和35年10月1日に新規取得した届出が行われており、同共済組合は、「請求者の請求期間に係る資格記録は確認できない。」旨回答し

ている。

加えて、D事業所から提供された農協農機具専任技術員嘱託契約書の写しによると、請求者は、農協農機具専任技術員である請求者、A事業所及びC事業所の3者で締結した嘱託契約により、請求期間のうち、昭和33年10月1日から昭和35年9月30日までの期間、C事業所の嘱託として給与を支給されていたことがうかがえるものの、D事業所には、請求者の請求期間に係る賃金台帳等は保管されておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料及び組合員掛金の控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料及び組合員掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、昭和33年4月1日から昭和34年1月2日までの期間に係る厚生年金保険料を、農林漁業団体職員共済組合員として、請求期間のうち、昭和34年1月2日から昭和35年10月1日までの期間に係る掛金を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。